

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件 五五
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件六件 五五
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 五五
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 五五
- 道路の区域を変更する件 五五
- 道路の供用を開始する件 五五
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 五五
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 五五

告 示

福島県告示第七百二十七号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成二十七年十月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
伊達市梁川町五十沢字夏窪一七の二
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第七百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成二十七年十月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
二本松市西新殿字安ノ沢二二の一
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
（一）主伐は、択伐による。
（二）主伐として伐採をすることができるとする立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（森林保全課）

福島県告示第七百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成二十七年十月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達市月館町月館字李籠木山一、霊山町大石字高松一

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十七年十月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊達郡桑折町大字南半田字黒山一一の一、一一の四から一一の二二まで、一一の一六、一一の一七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、桑折町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び桑折町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十七年十月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市土湯温泉町字松倉一の九から一の一まで(以上三筆国有林)、一の一から一の八まで、字白水桁一の二、一の四、一の五、在庭坂字仲ノ沢八の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字白水桁一の二、一の四、一の五、字松倉一の一から一の一まで

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十七年十月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊達郡桑折町大字南半田字藤倉五五の一、五五の四二から五五の四四まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、桑折町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び桑折町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成二十七年十月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
 いわき市鹿島町上蔵持字滝浪一八二、鹿島町下矢田字榎木内五九、小名浜島字館下四八、永崎字馬落前一六の三、字橋出六一の一
- 二 保安林として指定された目的
 土砂の崩壊の防備
- 三 変更後の指定施設要件
 1 立木の伐採の方法
 (一) 主伐は、択伐による。
 (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成二十七年十月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
 福島市町庭坂字上古屋二一の一、二一の一、二一の二、二一の四、字蓬平一の一八、字中丸五の一、五の一四、五の一五、李平字俣根一の一、一の一、一の一四、一の一五、字沢小屋一の一、一の一四

二 保安林として指定された目的
 水源の涵養

三 変更後の指定施設要件
 1 立木の伐採の方法
 (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
 平成二十七年十月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 鈴木一弘
- 二 通知の内容の要旨
 1 保安林の指定施設要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施設要件については、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨通知があった件(平成二十七年福島県告示第六百六十一号)によること。
 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第七百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の

規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十七年十月九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 鈴木文十郎 鈴木糸吉 大友金吾 式田伊佐吉 大谷定吉 鈴木蔵之助 鈴木治助
- 鈴木源之助 大友喜作 岩下七郎兵衛 鈴木滝次郎 松本直吉 岩下松吉 鈴木幸重 鈴木徳次郎 鈴木角次 永山清吉 鈴木留吉 塩捨五郎 香高忠次郎 白土正寿 鈴木源平次 山廻邊春吉 高橋平吉 永山末松 鈴木春吉 比佐清吉 白井房吉 鈴木菊弥 比佐仙吉 金沢安太郎 鈴木増吉 山野邊一郎 永山菊次 鈴木アキ 鈴木勝太郎 鍵谷與平衛 遠藤捨五郎 比佐藤之丞 山野邊竹次 鈴木栄 永山喜一郎 山廻邊徳之助 遠藤房吉 比佐閣隆 高羽常太郎 鈴木實 鈴木初造 會川與市郎 會川梅吉 鈴木富弥 會川唯一 門馬寅之助 鈴木龍助 吉田親松 吉田亀治 高田光司 鈴木源平 渡辺芳三郎 會川栄五郎 渡辺アサ

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(平成二十七年福島県告示第六百四十八号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第七百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所及び飯館村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十七年十月九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 高城伽 高城伽 渡辺重綱 渡邊重綱 松本俊憲 久米松太郎

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十七年農林水産省告示第二千二百二十二号)によること。

ること。

(森林保全課)

福島県告示第七百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十七年十月九日から二週間一般の縦覧に供する。平成二十七年十月九日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道矢吹 小野線	石川郡平田村大字下達 田字武名坂一―二番一 地先から 同 郡同 村大字下達 田字古寺九番地先まで	八・二〇	四〇・六	一二・八〇	四九八・五
		五〇二・二	四六・五		

(道路計画課)

福島県告示第七百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十七年十月九日から二週間一般の縦覧に供する。平成二十七年十月九日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二八八号	郡山市富久山町久保田字本木八七 番地先から 同 市富久山町久保田字我妻九九 番地先まで	平成二十七年一〇月九日

(道路計画課)

公 告

公告第二百三十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十七年十月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 申請のあつた年月日

平成二十七年九月十七日

二 名称

NPO法人福島障がい者自立支援センター・スマイルもんも

三 代表者の氏名

齋藤 信

四 主たる事務所の所在地

福島県伊達市岡沼五十二番一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害があるというだけで、本人たちに適した社会参加の場が少なく、働く能力があるにもかかわらず就労が難しく、能力を発揮することができない人たちに対して、就労の機会を提供し、生活及び職業に関する訓練を行うとともに、障害を持つ人たちの自立と社会参加の支援及び地域住民との交流に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第二百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があつた。

平成二十七年十月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称

会津若松市湊土地改良区

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 渡部 邦廣 会津若松市湊町大字赤井字屋敷二四番地の一

（農村計画課）